

特別支援学級担任 のためのハンドブック

令和7年度版



令和7年3月
岡山県総合教育センター

はじめに

岡山県総合教育センターでは、毎年、特別支援学級を初めて担任する教師を対象とした研修講座を開講しています。その講座を運営していく中で、受講者から、「児童生徒の実態をどのように理解すればよいのか、そして、どのように関わればよいのか。また、『自立活動』や『生活単元学習』といった通常の学級にはない指導をどのようにすればよいのか…。」といった悩みを聞くことがありました。そのような課題を解決するため、平成24年2月に「特別支援学級担任のためのハンドブック」を作成し、特別支援学級担任に役立ててもらおうよう努めてきたところです。また、平成30年4月には、学習指導要領の改訂に伴い、内容を見直し、改訂版を作成しました。

近年、我が国においては、「障害者の権利に関する条約」の批准に向けた就学先決定の仕組みの改正や「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の施行など、障害のある児童生徒を取り巻く環境が大きく変化しました。また、特別支援学級に在籍する児童生徒が全国的に増加している状況や令和4年3月に、文部科学省の「特別支援教育を担う教師の養成の在り方に関する検討会議」において、全ての教師が採用後10年目までに特別支援学級や特別支援学校を経験するという方向性が示されたことにより、これまで以上に特別支援学級を担当する教師の専門性の向上が求められています。

岡山県においても特別支援学級は年々増加し、新しく担任になる方も増えており、研修講座で多くの質問が寄せられ、それに応える必要がありました。そこで、今回の改訂にあたっては、改訂版をもとにしながら以下の観点で内容を見直しました。

- ① 新任特別支援学級等担当者研修講座で活用できるようにしたこと
- ② 巻末資料については、二次元コードで参照できるように整理したこと
- ③ 特別支援学級担任の疑問に応えるようにし、新たに「子供理解」を追加したこと

本ハンドブックが、特別支援学級担任の専門性及び学級経営等に関する実践的指導力の向上、そして、特別支援学級に在籍する子供一人一人の自立と社会参加に向けた教育活動のための資料として活用されることを願っています。

第1章 特別支援学級担任になって

1 1年間の主な学級事務	3
2 よりよいスタートをきるために	4
(1) 始業式・入学式に向けて	
(2) 基本となる日課の作成	
3 子供理解	7
(1) 背景にある要因を考える	
(2) 障害の特性理解	
(3) 指導・支援の工夫例	

第2章 教育課程

1 特別の教育課程の編成	12
2 特別の教育課程編成の手順	13
3 自閉症・情緒障害特別支援学級（難聴、肢体不自由、病弱・身体虚弱も同様）の教育課程	14
4 知的障害特別支援学級の教育課程	15
(1) 指導内容	
(2) 教科書について	
5 指導要録について	18

第3章 もっと知りたい

1 自立活動の指導	21
(1) 自立活動の指導とは	
(2) 自立活動の指導の流れ	
2 合理的配慮	24
3 個別の教育支援計画・個別の指導計画の作成・活用	25
(1) 個別の教育支援計画	
(2) 個別の指導計画	
4 交流及び共同学習	26
5 保護者との連携	27
6 各種援助制度、関係機関等	28

おわりに

*引用・参考文献	31
----------	----

第1章 特別支援学級担任になって

1 1年間の主な学級事務

特別支援学級担任になって、4月当初は、当面の指導の計画を立てるとともに、1年間の学級の事務を見通しておく必要があります。ここでは、まず、1年間の主な学級事務を確認しておきましょう。

	主な学級事務（参考例）	
4月	☐ 指導要録の整備 ☐ 個別の指導計画の作成 ☐ 教室環境の整備 ☐ 交流及び共同学習の打合せ ☐ 学級だより（年間通して）の作成 ☐ 保護者と個別の教育支援計画、個別の指導計画等の確認 ☐ 特別支援学校学習指導要領、解説（総則等編・自立活動編）の確認	
	☐ 出席簿の作成 ☐ 学級経営案の作成 ☐ 通学路、通学方法の確認 ☐ 研修（県総合教育センター等）の確認	☐ 個別の教育支援計画の確認 ☐ 小・中学学習指導要領の確認
5月	☐ 通知表の検討 ☐ 運動会（春）の計画	☐ 就学奨励費等の事務 ☐ 春の遠足（校外学習）の計画
6月	☐ 職場実習の打合せ ☐ 次年度使用教科書の届け出	☐ 宿泊学習の準備
7月	☐ 通知表の記入 ☐ 1学期の指導記録のまとめ ☐ 保護者会の開催	☐ 休業中の課題作成 ☐ 1学期の作品の整理 ☐ 休業中の研修計画
8月	☐ 個別の指導計画の見直し ☐ 教材研究	☐ 教室環境の見直し ☐ 研修への参加
9月	☐ 運動会（秋）の計画 ☐ 陸上記録会等対外行事への参加に関わる計画・準備	☐ 学校行事（文化祭等）の計画
10月	☐ 校内公開授業の計画 ☐ 修学旅行の計画	☐ 秋の遠足（校外学習）の計画 ☐ 学校行事（学習発表会等）の計画
11月	☐ 就学時健康診断 ☐ 校内教育支援委員会（旧：就学指導委員会）	
12月	☐ 保護者会の開催 ☐ 休業中の課題作成 ☐ 2学期の作品の整理	☐ 通知表の記入 ☐ 2学期の指導記録のまとめ ☐ 進路決定のための保護者との面談
1月	☐ 次年度の教育課程編成	☐ 文集作りの計画
2月	☐ 卒業関連事務	☐ 指導の評価
3月	☐ 3学期の指導記録のまとめ ☐ 文集の完成 ☐ 通知表と指導要録の記入 ☐ 指導記録のまとめ	☐ 3学期の作品の整理 ☐ 1年間の指導の評価 ☐ 次年度交流及び共同学習計画の立案 ☐ 次年度への引き継ぎ文書の作成

学級事務を完璧にこなそうとするが故に、子供たちの姿を見失いそうになることがあります。子供たちとの関係性、子供たちの安心感が学校生活のベースになるため、子供の心の声を聴きながらよりよい関係性を築くことが大切です。

2 よりよいスタートをきるために

(1) 始業式・入学式に向けて

特別支援学級に限らず、年度初めの準備はどの学級でも行われますよね。子供にとっても、保護者にとっても、安心して新学期を迎えることができるように、次のことについて準備や確認をしておきましょう。

準備すること

- ☐ 出席簿・名簿の作成
 - ・氏名の読み方の確認
 - ・兄弟姉妹の確認
- ☐ 教室環境等の整備
 - ・靴箱、傘立て、ロッカー、机、いす等の準備（場合によっては交流学級にも設置）
 - ・机やいす、パーティション等の配置
 - ・子供の動線に応じた備品の配置や視覚的な表示等の設置
 - ・刺激過多にならない程度の教室の装飾
- ☐ 教科書等の配付準備
- ☐ 学級事務用品の整備
- ☐ 学級だより（通信）の作成
 - ・担任の自己紹介、抱負、当初の予定等

確認すること

- ☐ 子供の実態把握
 - ・障害の状態
 - ・健康面の状態
 - ・幼稚園、保育所等からの情報収集
 - ・個別の教育支援計画、個別の指導計画、前担任からの引き継ぎ（学習面、生活面における得手不得手、休憩時間の過ごし方、安心できる言葉、交流学級に入っていた教科等）、指導要録、医療機関等の所見、検査結果等のチェック
 - ・家庭環境
- ☐ 教室の安全点検
 - ・机、いすの高さの調節や破損の有無
 - ・ロッカーや戸棚からの落下物、突起物、窓、天井等
- ☐ 通学路や通学方法
 - ・登校班の確認
 - ・保護者の付き添いの有無
 - ・スクールバス利用の有無や通学上の安全面の特記事項
 - ・子供の動線に応じた危険箇所等
- ☐ 登校後の動き
 - ・子供の迎え方
 - ・靴箱から教室に移動するまでの配慮の有無
 - ・交流学級との関わり方（朝の会、帰りの会、給食等は特別支援学級で行うのか交流学級で行うのか、荷物は特別支援学級に置くのか交流学級に置くのか等）

第1章 特別支援学級担任になって

保護者に確認すること

- ☐ 始業式・入学式参加に当たって配慮が必要な点等
- ☐ 健康面、行動面で配慮が必要な点等
- ☐ つながりのある関係機関
- ☐ 事前リハーサルについて
 - ・式のプログラム及び式の流れがわかる視覚的な表示等（子供に応じて）
 - ・並び順
 - ・座席
 - ・動作、動線が分かる視覚的な表示等の設置（子供に応じて）
 - ・支援者の位置（必要性の有無も含めて）
 - ・ハプニングの際の対応
 - ・支援ツール（見通しカード、動きの手がかりとなる目印等）の必要性の有無

校内の先生方に確認・協力を依頼すること

- ☐ 子供の実態に関する全教職員の共通理解
 - ・障害特性を含めた子供の実態や背景要因等
 - ・保護者の願いや想い等
 - ・学校行事への参加についての基本的な方向性（ハプニング時の対応を含める）の確認
- ☐ 時間割編成における協力・配慮のお願い

校内で共通理解すること

- ☐ 個々の子供の実態
 - ・障害特性や状態像・式参加に関して予想される状態像等
- ☐ 座席
 - ・位置・前後左右の子供の確認、距離等・支援者の有無、支援者との距離等
- ☐ 呼名
 - ・呼名の仕方
- ☐ 登校後の動き
 - ・子供の迎え方・靴箱から教室に移動するまでの配慮の有無
 - ・交流学級との関わりのもち方（学習用具等の置き場所は特別支援学級か交流学級か等）
- ☐ 式前後の動き
 - ・迎え・教室への移動・待機・交流学級との関わり・保護者の動き等
- ☐ 入退場
 - ・特別支援学級か交流学級か・付き添いの有無等
- ☐ ハプニング
 - ・気持ちがソワソワしてくるときのサイン、ソワソワしてきたときの対応
 - ・パニックや発作等への対応（落ち着ける場所や連携教職員等、子供に応じて）

始業式や入学式は、子供にとっても保護者にとっても、期待と不安でいっぱい입니다。また、特別支援学級に在籍している子供の中には、こういった儀式的行事が苦手な子供もいます。子供の個々の実態に沿った一日の動きを想定し、必要な支援や関わり方を保護者に確認しつつ学校全体で確認しておくことが大切です。

(2) 基本となる日課の作成

登校してから下校するまでの基本となる日課を作りましょう。また、この一日の流れを基本として、一週間の学校生活の流れを工夫していきましょう。

基本となる日課作成の前提

昨年度から継続している学級であれば、既に今年度の基本的な日課や週日課が計画されていることが多いので、それを基に必要に応じて子供に合ったものに変えていきます。

新設の学級でも、入級する子供の実態を考慮した日課が組まれていると思います。もし、はっきりとしたものがない場合は、子供にゆっくりと寄り添い、向き合いながら、学校生活のリズムがつかめるように活動を組み立てていきましょう。

生活リズムをつくる

- ・登校から下校まで、子供が見通しをもって生活できるように、一定の基本的な流れがあることが大切です。
- ・朝のスタートは、ゆっくりと落ち着いた気持ちで始まるようにします。
- ・子供の興味・関心のある活動を、午前と午後に、あるいは、1時間に一つは設定する等、子供の実態に合わせて工夫しましょう。

柔軟性のある日課

- ・小学校低学年の子供は、その日によって情緒面や体調が異なることがあります。子供の状態に合わせて変更できる柔軟性のあるものがよいでしょう。
- ・交流学級への参加の仕方は学校によって異なります。多くの時間を交流学級で過ごしている場合は、子供が疲れたり、飽きてきたりすることもあります。教室から出て、少し気分転換を図ることが必要な場合もあります。
- ・小学校高学年では、昨年度までの流れがしっかりと定着し、見通しをもって行動できる子供もいます。実際には、昨年度までの日課を確認しながら、今年度の日課の工夫をするのもよいでしょう。

活動	確認事項
朝の会	・交流学級、特別支援学級のどちらに行くのか、ランドセルやカバン、学習用具等はどちらに置くのか等を確認しながら設定します。
学習活動	・交流及び共同学習で実施する教科等を確認します。 ・学級の活動では、子供が意欲的に活動できるよう、興味・関心や得意なことを踏まえて学習活動を工夫します。
給食	・交流学級、特別支援学級のどちらにするか、前年度の様子を参考に設定します。
帰りの会	・交流学級、特別支援学級のどちらで行うのかを確認しながら設定します。

始業式や入学式が終わると、多くの学校では、臨時の時間割で授業が進むことがあることから、子供や保護者が安心して過ごせるよう、学校の予定を踏まえ、2週間程度の臨時時間割を作成しておくことが大切です。

第1章 特別支援学級担任になって

3 子供理解

「子供ファースト」「子供真ん中」「前のめりになる授業」など、子供たちを思いやるフレーズをよく耳にするようになりました。それらを実現するために欠かすことができない視点が『子供理解』です。ここからは、子供を理解するために、どのようなことを大切にしていけばよいのか考えていきましょう。

(1) 背景にある要因を考える

例えば、次のような姿をみせる児童生徒はいませんか？

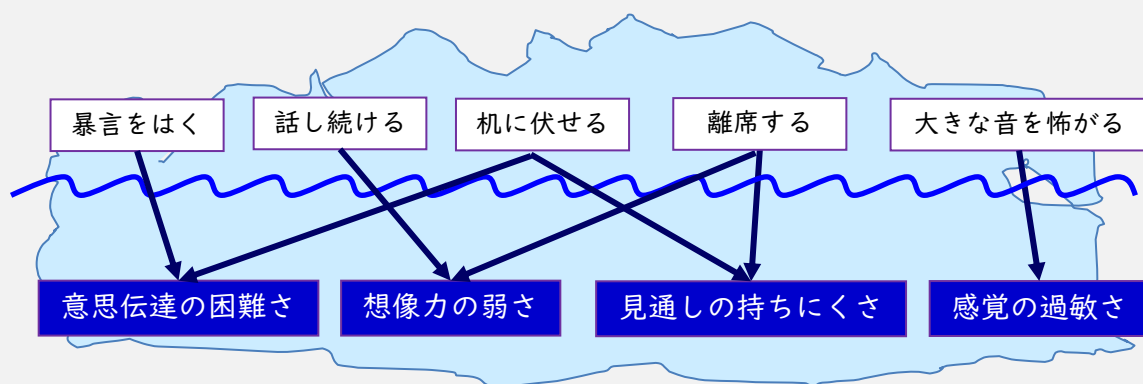
- ・ 先生に「今は〇〇しないよ。△△しようね。」と促されると、暴言をはいたり、物にあたったりする
- ・ 一度話し始めると、話し続ける
- ・ 授業が始まってすぐに机に伏せる 等々

なぜ、このような言動をとってしまうのでしょうか。

目に見える言動にとらわれず、その言動の背景にあるものを探ってみましょう。

冰山に例えると、水面より上の部分が目に見える言動です。

背景にある要因を考えると、水面下の見えない部分を想像していくことです。



例えば、「暴言をはく」行動の背景要因が『意思伝達の困難さ』だと仮定します。意思伝達が難しいのであれば、『静かにしなさい!』という指導ではなく、相手に伝わる方法を一緒に考えていく必要があります。絵カード、写真カード、はたまたイラストが効果的な子供もいるかもしれません。

冰山モデルの水面下に示したものは、ほんの一部の例にすぎません。もしかすると、家庭の事情や登校中等、何かあったのかもしれません。正解はありません。想像し続けていくことが大切です。

暴言をはいたり、物にあたったりする子供に対し、強く叱ることで、その時は収まることもあるかもしれませんが、しかしその後、別の場所や別の先生に対して同じことが繰り返される場合もあります。

子供の言動の背景にある要因が分からなければ、叱る指導がその場しのぎの対症療法になってしまい、改善されることはありません。むしろ、悪化することさえあります。だからこそ、背景にある要因を考えていく必要があります。

子供との関係性の構築や安心して学ぶことができる環境を設定していくためにも、子供に見られる困難の背景にある要因をとらえることが、あるいは、捉えようとするのがとても大切です。

(2) 障害の特性理解

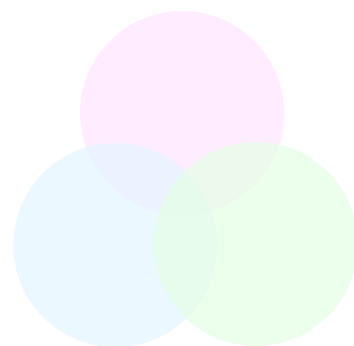
前ページでは、子供一人一人を正しく理解していくために言動の背景にある、目には見えない部分を探っていく大切さをお伝えしました。

このページでは、子供理解として欠かせない実態把握の一つとして押さえておきたい障害特性について考えていきましょう。

ここでは、①自閉症②注意欠陥多動性障害（ADHD）③学習障害（LD）の3つの発達障害について理解を深めていきます。なお、DSM-5では、自閉症スペクトラム障害（ASD）、注意欠陥・多動性障害（ADHD）、限局性学習障害（SLD）と表記されていますが、ここでは、文部科学省が示している定義に沿って紹介します。

①自閉症

- 1) 他者との社会的関係の形成の困難さ
- 2) 言葉の発達の遅れ
- 3) 興味や関心が狭く特定のものにこだわること



②注意欠陥多動性障害（ADHD）

- 1) 不注意
気が散りやすく、注意を集中させ続けることが困難であったり、必要な事柄を忘れやすかったりすること
- 2) 衝動性
話を最後まで聞いて答えることや順番を守ったりすることが困難であったり
思いつくままに行動して他者の行動を妨げてしまったりすること
- 3) 多動性
じっとしていることが苦手で、過度に手足を動かしたり、話したりすることから、落ち着いて活動や課題に取り組むことが困難であること

③学習障害(LD)

全般的に知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する 又は推論するといった学習に必要な基礎的な能力のうち、一つないし複数の特定の能力についてなかなか習得できなかったり、うまく発揮することができなかったりすることによって、学習上、様々な困難に直面している状態

第1章 特別支援学級担任になって

発達障害の原因は、脳の中樞神経系に何らかの機能障害があると推定されています。本人の（よりよく学習したり、生活したりするための）努力はある程度必要ですが、本人のみに努力を求めるのではなく、周りの理解とサポートも大切です。

それぞれの行動の特徴を下に示します。

自閉症

- 相手の感情を理解することが難しいことがある。
- 急な予定の変更などに対して混乱したり不安になったりする。
- 他人との意思疎通が困難である。

不安と混乱の状況にいることを理解されにくいことがある。

- 不注意による紛失等の失敗や衝動的な行動が多い。
- 学習や対人関係が上手くいかないことを感じている。
- 注意や叱責が重なり自分を否定的に捉えてしまう。

失敗経験が積み重なってしまい、自身をなくしたり自己評価が低下したりすることがある。

注意欠陥多動性障害

- 音読の際に読み間違いや読み飛ばしをしたり拾い読みに時間がかかったりすることがある。
- 書かれた文章を理解したり、文字を書いて表現したりすることに時間がかかることがある。
- 暗算や筆算をすることや数の概念を理解することに困難さがある。

苦手な学習があることで、自尊心が低下することがある。

学習障害

同じ診断名でも状態が一人一人異なります。「自閉症」という診断名がでているから…というように、ひとくくりにする発想はとても危険です。障害の有無で判断したり診断名でひとくくりにしたのではなく、一人一人が何に困っているのかを見ていくことが大切です。

(3) 指導・支援の工夫例

ここまで、「子供理解」をキーワードに子供一人一人の困難さについて考えてきました。目に見える言動の背景にあるものを丁寧に考えていくことや診断名が同じであっても一人一人に合わせた柔軟な対応が必要であること等を確認してきました。

これらのことを意識し、目の前の子供一人一人の状態や困難さ等に応じた指導・支援について考えていきましょう。

○情緒が不安になる状況を減らす。

- ・ (例)「ちゃんとすわりましょう」→「(模範をみせながら)背筋をのばしましょう」
- ・ (例)タイマーやスケジュール、写真等の使用により時間や活動の見通しをもつことができるようにする。

具体的な指示や模範、一人一人に合った教材で安心できる環境を

○他者との関わりの基礎を築く。

- ・ 身近な教師との関わりから、少しずつ、教師との安定した関係を形成する。
- ・ 気持ちを伝えにくい場合は、本人の好きな活動などにおいて、感情を表した絵やシンボルマーク等を用いながら、自分や他者の気持ちを視覚的に理解できるようにする。

信頼関係の構築を

○自分を認めることができるような機会を設定する。

- ・ 成功体験を増やすことで、大人に賞賛され友達から認められる場を設定する。
- ・ できていることや意欲的に取り組んでいるところを把握し、努力や達成状況を認める。

「できた」「わかった」が増えるような支援を

○時間配分や教材、教室環境、学習環境等を調整する。

- ・ 集中できる時間を考慮して、短い時間で活動を区切り、メリハリをつける。
- ・ 意図的に役割を依頼し動くことが許容される場面を設定する。

刺激量などを調整し、注意力を高めることができる環境設定を

○認知特性を把握し、考慮する。

- ・ 読み書きに困難がある場合には、板書だけで説明するのではなく、読み上げて分かりやすく説明したり、ノートに写すべき部分を色分けしたりする。また、ICT機器を使用、音声教材を活用したり板書されたものを写したり、パソコン入力による板書を行ったりする。
- ・ 計算が苦手な場合には、練習問題の量を調節したり、計算の意味を図や絵を提示して分かりやすく説明したりする。

怠けているのではなく、困っているという視点を

診断名が異なっても、指導・支援の重なりはあります。大切なことは目の前の子供の困難さがどこにあるのか、その困難さの背景には何があるのか等を丁寧に考えていくことです。子供の言動の背景にある要因を考え続けていくことで、より適切なアプローチを行うことにつながります。

また、環境を整えば子供は学びやすくなります。その環境を作るのは私たち教職員です。子供が主体的に努力できるように、子供の困難さを軽減するための教育的な配慮（環境調整）を行うことが大切です。

第1章 特別支援学級担任になって

コラム 1

「二次的な障害」について

二次的な障害とは…

子供が抱えている困難さを周囲が理解して対応しきれていないために、本来抱えている困難さとは別の二次的な情緒や行動の問題が生じる状態

「やる気がない」「努力不足」など周囲の間違った理解や無理強い

周囲からの注意や叱責の繰り返し

失敗経験、理解されない経験の積み重なり

- ・ ストレス、不安感の高まり
- ・ 自信・意欲の低下
- ・ 低い自己評価・自尊感情

【二次的な障害の予防】

- 子供の困難さに気づき、理解すること、理解しようとする
→ “自分のことを分かってくれた” “認められた”の実感
- 自己肯定感を高めること
→ 心に届く、心に響く一人一人に応じた称賛
→ 自分は大切にされている実感

二次的な障害
(外在化障害・内在化障害)



コラム 2

学び続けるために

指導や支援がうまくいかないと悩んだり、より良い指導や支援のために学びたいと思ったりしたときに、皆さんはどうされますか。岡山県総合教育センターや独立行政法人国立特別支援教育総合研究所には、初めて特別支援学級や通級による指導を担当する教師、特別支援教育について学ぶ機会がなかなか得られなかった教師に向けた様々なコンテンツがあります。参考に見てみてはいかがでしょうか。

- 岡山県総合教育センター
 - ✓ おかやまオンデマンド研修
 - ✓ eラーニングで活用できる研修動画



- 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所
 - ✓ 特別支援教育リーフ
 - ✓ NISE学びラボ
 - ✓ インクルDB（インクルーシブ教育システム構築支援データベース）



第2章 教育課程

Ⅰ 特別の教育課程の編成

特別支援学級は、障害のある子供を対象として特別に編成された学級です。小学校又は中学校の中に設置された学級であるため、教育課程は、小学校又は中学校の教育課程に基づいて編成されることが原則となります。

しかし、子供の障害の状態を考慮すると、小学校又は中学校の教育課程をそのまま適用することが必ずしも適切でない場合があります。そのため、学校教育法施行規則第138条において、「特に必要がある場合には、特別の教育課程によることができる」と規定されています。

つまり、

原則：小学校又は中学校の教育課程に基づいて編成

しかし、特に必要がある場合

子供の障害の状態を考慮し、特別の教育課程を編成することができる

【特別支援学級において実施する特別の教育課程の編成に係る基本的な考え方】

- 特別支援学級における特別の教育課程には、自立活動を必ず取り入れること
- 児童生徒の障害の程度や学級の実態等を考慮の上、実態に応じた教育課程を編成すること

【指導内容について】

	自閉症・情緒障害 特別支援学級等	知的障害特別支援学級
各教科等の内容	・当該学年の各教科等 ※ 必要な場合のみ、下学年の各教科等の目標及び内容に替えることができる。	・下学年の各教科等 ・知的障害特別支援学校の各教科等 ・下学年の各教科等 + 知的障害特別支援学校の各教科等 (p16参照)
自立活動の内容 (p21～参照)	取り入れる	取り入れる

注：自閉症・情緒障害特別支援学級には、難聴、肢体不自由、病弱・身体虚弱を含む

【知的障害特別支援学級と自閉症・情緒障害特別支援学級について】

特別の教育課程を編成する際に、自閉症・情緒障害特別支援学級と知的障害特別支援学級とに、違いがあります。岡山県では、以下のように整理されています。

「自閉症又はそれに類する」場合で、

知的障害を「併せ有する」場合



知的障害特別支援学級で学習

知的障害がない場合



自閉症・情緒障害特別支援学級で学習

自閉症・情緒障害特別支援学級で学ぶ子供には、原則として“知的障害がない”ということが前提となります。そのため、学級種によって教育課程の編成に違いが生じることになります。

2 特別の教育課程編成の手順

特別の教育課程を編成する際には、以下のような点に配慮しましょう。

① 子供の実態把握

- 在籍する子供一人一人の障害の状態（障害の程度、発達段階、認知特性、興味、関心、身辺処理、生活、学習環境など）を把握する。
- 小学校学習指導要領等に示されている各教科の目標および内容について、子供の習得状況や既習事項を確認する。

② 「特別の教育課程」の検討

- 「自立活動」を取り入れる。
- 当該学年の学習が困難な場合は、当該学年より下学年の各教科の目標および内容、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領に示されている知的障害のある児童を教育する各教科の目標および内容に替えることを検討する。
- 知的障害のある児童に対する教育を行う特別支援学校の各教科の目標および内容に替えた教育課程を編成し、特に必要がある場合は「各教科等を合せた指導」を取り入れることも検討する。
- 学習指導要領の目標と内容を踏まえ、各教科等の年間指導計画を作成する。

③ 授業時数の配当

- 子供の知的発達の程度や学校生活・社会生活の状況、生活経験などを考慮して各教科等の授業時数を配当し、子供にとって過剰な負担となることの内容に留意する。
- 総授業時数や各教科等の授業時数については、小学校又は中学校に準ずる。

④ 時間割の作成

- 地域や学校、子供の実態、各教科等や学習活動の特性等に応じて、創意工夫を生かした時間割を弾力的に編成する。

特別支援学級において、特別の教育課程を編成する場合は、各市町村の教育委員会の管理規則等に従って、届け出ることが必要です。

3 自閉症・情緒障害特別支援学級（難聴、肢体不自由、病弱・身体虚弱も同様）の教育課程

教育課程を編成する際は、児童生徒の学習状況をしっかりと把握して、何の教科等のどの内容を扱うかを検討しましょう。

各教科の内容

- ◇原則：当該学年の教育課程の編成を基準とする。
※学級や子供の実態に応じて、下学年の各教科の目標及び内容に替えることができる。
- 例えば、こんなとき…
・入院等に伴い学習空白ができてしまった場合 など

「自立活動」の指導（p21参照）

- ◇障害による学習上又は生活上の困難の改善・克服を目的とした指導の領域
※自立活動の授業時数は、子供の障害の状態に応じて適切に定めることとされている。（授業時数の明確な基準は示されていない。）
※自立活動の時間を設定すると、その授業時数分、他の授業時数を削減することとなる。

週時程の例 ※第2学年と第6学年が在籍している場合

	月		火		水		木		金	
	2年	6年	2年	6年	2年	6年	2年	6年	2年	6年
1	国語	理科	国語	理科	国語	社会	国語	国語	生活	総合
2	音楽	理科	国語	国語	図工	家庭	図工	図工	生活	総合
3	体育	自立活動	自立活動	音楽	体育	家庭	音楽	自立活動	算数	算数
4	算数	算数	生活	社会	国語	国語	算数	算数	国語	国語
5	自立活動	体育	算数	算数	算数	算数	道徳	道徳	学活	体育
6		社会		英語			国語	英語		学活

第2学年については、自立活動の時間は、国語と体育から1単位時間ずつを充て、教科は、すべて第2学年の学習内容です。また、第6学年については、自立活動の時間は、国語と体育から1単位時間ずつを充て、教科は、算数のみ下学年対応にしています。

※知的障害のない特別支援学級は、知的障害特別支援学校の教育課程の「生活単元学習」等が時間割に出てくることはありません。

特定の教科の授業時数を減らしすぎていませんか？その子供にとって、何が重要であるかを十分に考慮して、バランスのよい教育課程を編成することが大切です。

第2章 教育課程

4 知的障害特別支援学級の教育課程

知的障害特別支援学級において子供を教育する場合には、知的障害があるために、小学校・中学校の各教科の目標や内容をそのまま適用することが適切でない場合があります。そこで、知的障害特別支援学校小学部・中学部学習指導要領を参考にし、知的発達の程度や学校生活、社会生活への適応の状況、生活経験を考慮しながら教育課程を編成することが重要です。

(1) 指導内容

各教科の内容

- ◇下学年や知的障害特別支援学校の各教科の目標及び内容に替えることができる。
- ◇適切な教科用図書を使用できる。(p17参照)

- 特別支援学校(知的障害)の各教科の内容は、学年ではなく、段階別に示されています。
※ 発達期における知的機能の障害が、同一学年であっても、個人差が大きく、学力や学習状況も異なるため。
- 各段階における育成を目指す資質・能力を明確にすることができるよう、知的発達、身体発達、運動発達、生活行動、社会性、職業能力、情緒面での発達等の状態を考慮して目標を定め、小学部1段階から高等部2段階へと7段階にわたり構成しています。

※ 編成の際は、下学年の各教科等なのか、知的障害特別支援学校の各教科等なのか、確認が必要です。(p13参照)

自立活動の内容 (p21参照)

- ◇人間としての基本的な行動を遂行するために必要な要素と、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服するために必要な要素で構成されている。

週時程の例

小学校第3学年が在籍している場合

	月	火	水	木	金
1	日常生活の指導				
2	算数	国語	算数	国語	算数
3	生活 単元 学習	道徳	生活 単元 学習	音楽	生活 単元 学習
4		体育		体育	
5	音楽	総合	国語	自立 活動	図工
6		総合		学活	図工

中学校第1学年が在籍している場合

	月	火	水	木	金
1	国語	外国語	数学	国語	外国語
2	数学	国語	総合	数学	国語
3	社会	数学	生活 単元 学習	保体	理科
4	算数	生活		道徳	社会
5	自立 活動	保体	音楽	職・家	総合
6	保体	学活		職・家	自立 活動

小・中学校学習指導要領に示されている各教科の目標及び内容とのつながりを踏まえて編成することが大切です。

「知的障害特別支援学校の各教科等」について

「知的障害者である子供に対する教育を行う特別支援学校の小学部及び中学部においては、特に示す場合を除き、すべての児童生徒に以下の各教科等を履修させるものとする。」と、示されています。

- ◆小学部 … 生活、国語、算数、音楽、図画工作、体育の各教科
道徳科、特別活動、自立活動
(必要に応じて、外国語活動)
- ◆中学部 … 国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、職業・家庭の各教科
道徳科、総合的な学習の時間、特別活動、自立活動
(必要に応じて、外国語科)

※ 学校教育法施行規則第130条第2項において「特別支援学校の小学部、中学部又は高等部においては、知的障害者である児童若しくは生徒又は複数の種類の障害を併せ有する児童若しくは生徒を教育する場合において特に必要があるときは、各教科、道徳、外国語活動、特別活動及び自立活動の全部又は一部を合わせて指導することができる。」と規定されています。

【例】日常生活の指導、生活単元学習、遊びの指導、作業学習 等

- ✓ 各教科等を「合わせる」理由は・・・
児童生徒の学校での生活を基盤として、学習や生活の流れに即して学んでいくことが効果的であるためです。
- ✓ 各教科等を合わせて指導を行う場合においても、各教科等の目標を達成していくことになり、育成を目指す資質・能力を明確にして指導計画を立てることが重要です。

特別支援学校の「生活」と小学校の「生活」との違い

特別支援学校（知的障害）小学部の各教科である「生活」は、小学校第1・2学年の各教科である「生活」と同じ教科名ですが、内容には大きな違いがあります。

	特別支援学校（知的障害）小学部の「生活」	小学校「生活」
履修学年	第1～6学年を通して履修	第1・2学年で履修
内容	3段階に分けて構成	学年ごとに構成
内容の構成	「基本的生活習慣」「安全」「日課・予定」「遊び」「人との関わり」「役割」「手伝い・仕事」「金銭の扱い」「きまり」「社会の仕組みと公共施設」「生命・自然」「ものの仕組みと働き」の12の内容から構成 ※各内容が更に細かく分けられている。 【例】「基本的生活習慣」 →「食事」「用便」「寝起き」等	「学校と生活」「家庭と生活」「地域と生活」「公共物や公共施設の利用」「季節の変化と生活」「自然や物を使った遊び」「動植物の飼育・栽培」「生活や出来事の伝え合い」「自分の成長」の9つの内容から構成

第2章 教育課程

(2) 教科書について

特別の教育課程を編成している特別支援学級では、子供の実態から文部科学省検定済教科書を使用して学習を行うことが適当でない場合、他の適切な教科用図書を使用することができます。

教科用図書の採択

- ① 各教科の文部科学省検定済教科書の中から該当学年のものを選定する。
 - ② 各教科の文部科学省検定済教科書の中から下学年のものを選定する。
- ※ 以下は、**知的障害特別支援学級のみ採択**できます。
- ③ 文部科学省著作教科書（☆本：ほしぼん）の中から選定する。 ※下表参照
 - ④ ①～③までの中で適当なものがない場合、学校教育法附則第9条に規定する教科用図書（絵本等）の中から選定する。

【文部科学省著作特別支援学校知的障害者用教科書（☆印教科書）一覧】

学部	教科名	使用学年	書名	発行者
小学部用	国語	第1～6学年	こくご ☆ こくご ☆☆ こくご ☆☆☆	東京書籍株式会社
	算数	第1～6学年	さんすう ☆ さんすう ☆☆ (1) さんすう ☆☆ (2) さんすう ☆☆☆	教育出版株式会社
	生活	第1～6学年	せいかつ ☆ せいかつ ☆☆ せいかつ ☆☆☆	東京書籍株式会社
	音楽	第1～6学年	おんがく ☆ おんがく ☆☆ おんがく ☆☆☆	東京書籍株式会社
中学部用	国語	第1～3学年	国語 ☆☆☆☆ 国語 ☆☆☆☆☆	東京書籍株式会社
	社会	第1～3学年	社会 ☆☆☆☆ 社会 ☆☆☆☆☆	東京書籍株式会社
	数学	第1～3学年	数学 ☆☆☆☆ 数学 ☆☆☆☆☆	教育出版株式会社
	理科	第1～3学年	理科 ☆☆☆☆ 理科 ☆☆☆☆☆	東京書籍株式会社
	音楽	第1～3学年	音楽 ☆☆☆☆ 音楽 ☆☆☆☆☆	東京書籍株式会社
	職業・家庭	第1～3学年	職業・家庭 ☆☆☆☆ 職業・家庭 ☆☆☆☆☆	東京書籍株式会社

採択は1教科につき、1教科書となります。

文部科学省著作教科書及び附則第9条規定による図書の見本は、各地域の指定された施設、岡山県総合教育センター内に設置されている中央教科書センターに、特定の期間展示されています。参考にしてください。

5 指導要録について

指導要録については、様式1「学籍に関する記録」は通常の学級も特別支援学級も同じ様式です。様式2「指導に関する記録」については、実際の様式を参照しながら、記入上留意すべき点を確認しておきましょう。ただし、記述に関する詳細については、所管する教育委員会に相談してください。

小学校自閉症・情緒障害特別支援学級の場合【例示】

様式2（指導に関する記録）		児童氏名		学 校 名		区分\学年		1 2 3 4 5 6									
						学年											
						指導要録											
各教科の学習の記録								特別の教科 道徳									
教科	観点	学 年	1	2	3	4	5	6	学習状況及び達成性に係る成長の様子								
国	知識・技能								1								
	思考・判断・表現								2								
	主体的に学習に取り組む態度								3								
算	知識・技能								4								
	思考・判断・表現								5								
	主体的に学習に取り組む態度								6								
理	知識・技能								外国語活動の記録								
	思考・判断・表現								学年	知識・技能	思考・判断・表現	主体的に学習に取り組む態度					
	主体的に学習に取り組む態度																
生	知識・技能								総合的な学習の時間の記録								
	思考・判断・表現								学年	学習活動	観点	評価					
	主体的に学習に取り組む態度																
道	知識・技能								特別活動の記録								
	思考・判断・表現								内 容	観点	学年	1	2	3	4	5	6
	主体的に学習に取り組む態度								学級活動								
体	知識・技能								児童会活動								
	思考・判断・表現								クラブ活動								
	主体的に学習に取り組む態度								学校行事								
外	知識・技能																
	思考・判断・表現																
	主体的に学習に取り組む態度																
国	知識・技能																
	思考・判断・表現																
	主体的に学習に取り組む態度																

児童氏名		学 校 名		区分\学年		1 2 3 4 5 6									
行 動 の 記 録															
項目	学 年	1	2	3	4	5	6	項目	学 年	1	2	3	4	5	6
基本的な生活習慣								思いやり・協力							
健康・体力の向上								社会規範・自然環境							
自主・自立															
責任感															
新要2															
第1学年															
第2学年															
第3学年															
第4学年															
第5学年															
第6学年															
総合所見及び指導上参考となる諸事項															
第1学年						第4学年									
第2学年						第5学年									
第3学年						第6学年									
出 欠 の 記 録															
学年	区 分	出席日数	出席率	出席停止・出席停止中の日数	欠席日数	出席日数	出席率	出席停止・出席停止中の日数	欠席日数	出席日数	出席率	出席停止・出席停止中の日数	欠席日数	出席日数	出席率
1															
2															
3															
4															
5															
6															

児童によって、当該学年ではなく、下学年対応で指導している場合については、指導している学年（下学年）を「総合所見及び指導上参考となる諸事項」に記入した上で、指導している学年（下学年）の規準で評価を行います。

例えば、所属学年は第5学年。算数は第3学年を指導している場合、その旨を「総合所見及び指導上参考となる諸事項」に記述し、第3学年の評価規準で評価を行うことになります。

※中学校についても同様の考え方です。

第2章 教育課程

小学校知的障害特別支援学級の場合【例示】

知的障害特別支援学級の指導要録、様式2「指導に関する記録」については、編成した教育課程に応じて、以下の2種からどちらか一方又は、組み合わせて作成します。

<自閉症・情緒障害特別支援学級と同じ様式>

様式2 (指導に関する記録)		学 校 名		区 分		学 年		1		2		3		4		5		6	
児童氏名		学 級 番号		学 級		学 級		1		2		3		4		5		6	
各教科の学習の記録																			
教科	単 元	学 年	1	2	3	4	5	6	学 年	学習状況及び進捗率に関する成長の様子									
国	知識・技能 思考・判断・表現 主体的に学習に取り組む態度								1										
語	知識・技能 思考・判断・表現 主体的に学習に取り組む態度								2										
算	知識・技能 思考・判断・表現 主体的に学習に取り組む態度								3										
科	知識・技能 思考・判断・表現 主体的に学習に取り組む態度								4										
理	知識・技能 思考・判断・表現 主体的に学習に取り組む態度								5										
家	知識・技能 思考・判断・表現 主体的に学習に取り組む態度								6										
外国語活動の記録																			
外	知識・技能 思考・判断・表現 主体的に学習に取り組む態度								学 年	知識・技能	思考・判断・表現	主体的に学習に取り組む態度							
語	知識・技能 思考・判断・表現 主体的に学習に取り組む態度								3										
特別活動の記録																			
生	知識・技能 思考・判断・表現 主体的に学習に取り組む態度								内 容	単 元	学 年	1	2	3	4	5	6		
活	知識・技能 思考・判断・表現 主体的に学習に取り組む態度								学級活動										
習	知識・技能 思考・判断・表現 主体的に学習に取り組む態度								児童会活動										
育	知識・技能 思考・判断・表現 主体的に学習に取り組む態度								クラブ活動										
外	知識・技能 思考・判断・表現 主体的に学習に取り組む態度								学校行事										
語	知識・技能 思考・判断・表現 主体的に学習に取り組む態度																		

作成時の注意点等は、p18と同様です。

<知的障害特別支援学校と同じ様式>

様式2 (指導に関する記録)		学 校 名		区 分		学 年		1		2		3		4		5		6		
児童氏名		学 級 番号		学 級		学 級		1		2		3		4		5		6		
各教科・特別活動・自立活動の記録																				
学 年	1	2	3	4	5	6														
生 活	ここに示されている各教科等は、知的障害特別支援学校の教科です。 したがって、この「生活」は、小学校の「生活」ではありません。また、「社会」や「理科」「家庭」でもありません。この欄に、例えば、工場見学のことや観察・実験のことが書かれるのは不適切であるといえます。																			
国 語																				
算 数																				
音 楽																				
図 画 工 作																				
体 育																				
特 別 活 動																				
自 立 活 動																				

この欄には特別支援学校学習指導要領に示す小学部の各教科等の目標、内容に照らし、具体的に定めた指導内容、達成状況を文章で記述します。その際には、個別の指導計画における指導の目標、指導に関する記録を踏まえた記述になるように留意します。
生活単元学習等、各教科等を合わせて指導した場合についても、各教科等の達成状況を、各教科、領域ごとに記載します。

上記、左の様式を使用する場合は、何学年の内容かが区別できるように「総合所見及び指導上参考となる諸事項」の欄に記入しておきます。例えば、対象児童を第4学年とすると、「体育、音楽については下学年（第2学年）の教科を適用している」といった記述になります。

児童氏名		学 校 名		区 分		学 年		1		2		3		4		5		6			
児童氏名		学 級 番号		学 級		学 級		1		2		3		4		5		6			
行 動 の 記 録																					
項 目	学 年	1	2	3	4	5	6	項 目	学 年	1	2	3	4	5	6						
能力								能力													
身体								身体													
知能								知能													
感情								感情													
入学時の障害の状態																					
総合所見及び指導上参考となる諸事項																					
第1学年											第4学年										
第2学年											第5学年										
第3学年											第6学年										
出 欠 の 記 録																					
学 年	区 分	授業日数	出席日数	欠席日数	欠席理由	欠席日数	欠席理由	欠席日数	欠席理由	欠席日数	欠席理由	欠席日数	欠席理由	欠席日数	欠席理由	欠席日数	欠席理由	欠席日数	欠席理由		
1																					
2																					
3																					
4																					
5																					
6																					

編成した教育課程に応じた指導要録、様式2の組み合わせは以下ようになります。

【下学年対応の場合】

様式2（指導に際する記録）									
児童の氏名		学 校 名		区・市・区		学年		学期	
各教科の学習の記録									
教科	単 元	学 年	1	2	3	4	5	6	学年
国	知識・技能	国							1
国	思考・判断・表現	国							2
国	主体的に学習に取り組む態度	国							3
国	評定	国							4
国	知識・技能	国							5
国	思考・判断・表現	国							6
国	主体的に学習に取り組む態度	国							7
国	評定	国							8
国	知識・技能	国							9
国	思考・判断・表現	国							10
国	主体的に学習に取り組む態度	国							11
国	評定	国							12
国	知識・技能	国							13
国	思考・判断・表現	国							14
国	主体的に学習に取り組む態度	国							15
国	評定	国							16
国	知識・技能	国							17
国	思考・判断・表現	国							18
国	主体的に学習に取り組む態度	国							19
国	評定	国							20
国	知識・技能	国							21
国	思考・判断・表現	国							22
国	主体的に学習に取り組む態度	国							23
国	評定	国							24
国	知識・技能	国							25
国	思考・判断・表現	国							26
国	主体的に学習に取り組む態度	国							27
国	評定	国							28
国	知識・技能	国							29
国	思考・判断・表現	国							30
国	主体的に学習に取り組む態度	国							31
国	評定	国							32
国	知識・技能	国							33
国	思考・判断・表現	国							34
国	主体的に学習に取り組む態度	国							35
国	評定	国							36
国	知識・技能	国							37
国	思考・判断・表現	国							38
国	主体的に学習に取り組む態度	国							39
国	評定	国							40
国	知識・技能	国							41
国	思考・判断・表現	国							42
国	主体的に学習に取り組む態度	国							43
国	評定	国							44
国	知識・技能	国							45
国	思考・判断・表現	国							46
国	主体的に学習に取り組む態度	国							47
国	評定	国							48
国	知識・技能	国							49
国	思考・判断・表現	国							50
国	主体的に学習に取り組む態度	国							51
国	評定	国							52
国	知識・技能	国							53
国	思考・判断・表現	国							54
国	主体的に学習に取り組む態度	国							55
国	評定	国							56
国	知識・技能	国							57
国	思考・判断・表現	国							58
国	主体的に学習に取り組む態度	国							59
国	評定	国							60
国	知識・技能	国							61
国	思考・判断・表現	国							62
国	主体的に学習に取り組む態度	国							63
国	評定	国							64
国	知識・技能	国							65
国	思考・判断・表現	国							66
国	主体的に学習に取り組む態度	国							67
国	評定	国							68
国	知識・技能	国							69
国	思考・判断・表現	国							70
国	主体的に学習に取り組む態度	国							71
国	評定	国							72
国	知識・技能	国							73
国	思考・判断・表現	国							74
国	主体的に学習に取り組む態度	国							75
国	評定	国							76
国	知識・技能	国							77
国	思考・判断・表現	国							78
国	主体的に学習に取り組む態度	国							79
国	評定	国							80
国	知識・技能	国							81
国	思考・判断・表現	国							82
国	主体的に学習に取り組む態度	国							83
国	評定	国							84
国	知識・技能	国							85
国	思考・判断・表現	国							86
国	主体的に学習に取り組む態度	国							87
国	評定	国							88
国	知識・技能	国							89
国	思考・判断・表現	国							90
国	主体的に学習に取り組む態度	国							91
国	評定	国							92
国	知識・技能	国							93
国	思考・判断・表現	国							94
国	主体的に学習に取り組む態度	国							95
国	評定	国							96
国	知識・技能	国							97
国	思考・判断・表現	国							98
国	主体的に学習に取り組む態度	国							99
国	評定	国							100
国	知識・技能	国							101
国	思考・判断・表現	国							102
国	主体的に学習に取り組む態度	国							103
国	評定	国							104
国	知識・技能	国							105
国	思考・判断・表現	国							106
国	主体的に学習に取り組む態度	国							107
国	評定	国							108
国	知識・技能	国							109
国	思考・判断・表現	国							110
国	主体的に学習に取り組む態度	国							111
国	評定	国							112
国	知識・技能	国							113
国	思考・判断・表現	国							114
国	主体的に学習に取り組む態度	国							115
国	評定	国							116
国	知識・技能	国							117
国	思考・判断・表現	国							118
国	主体的に学習に取り組む態度	国							119
国	評定	国							120
国	知識・技能	国							121
国	思考・判断・表現	国							122
国	主体的に学習に取り組む態度	国							123
国	評定	国							124
国	知識・技能	国							125
国	思考・判断・表現	国							126
国	主体的に学習に取り組む態度	国							127
国	評定	国							128
国	知識・技能	国							129
国	思考・判断・表現	国							130
国	主体的に学習に取り組む態度	国							131
国	評定	国							132
国	知識・技能	国							133
国	思考・判断・表現	国							134
国	主体的に学習に取り組む態度	国							135
国	評定	国							136
国	知識・技能	国							137
国	思考・判断・表現	国							138
国	主体的に学習に取り組む態度	国							139
国	評定	国							140
国	知識・技能	国							141
国	思考・判断・表現	国							142
国	主体的に学習に取り組む態度	国							143
国	評定	国							144
国	知識・技能	国							145
国	思考・判断・表現	国							146
国	主体的に学習に取り組む態度	国							147
国	評定	国							148
国	知識・技能	国							149
国	思考・判断・表現	国							150
国	主体的に学習に取り組む態度	国							151
国	評定	国							152
国	知識・技能	国							153
国	思考・判断・表現	国							154
国	主体的に学習に取り組む態度	国							155
国	評定	国							156
国	知識・技能	国							157
国	思考・判断・表現	国							158
国	主体的に学習に取り組む態度	国							159
国	評定	国							160
国	知識・技能	国							161
国	思考・判断・表現	国							162
国	主体的に学習に取り組む態度	国							163
国	評定	国							164
国	知識・技能	国							165
国	思考・判断・表現	国							166
国	主体的に学習に取り組む態度	国							167
国	評定	国							168
国	知識・技能	国							169
国	思考・判断・表現	国							170
国	主体的に学習に取り組む態度	国							171
国	評定	国							172
国	知識・技能	国							173
国	思考・判断・表現	国							174
国	主体的に学習に取り組む態度	国							175
国	評定	国							176
国	知識・技能	国							177
国	思考・判断・表現	国							178
国	主体的に学習に取り組む態度	国							179
国	評定	国							180
国	知識・技能	国							181
国	思考・判断・表現	国							182
国	主体的に学習に取り組む態度	国							183
国	評定	国							184
国	知識・技能	国							185
国	思考・判断・表現	国							186
国	主体的に学習に取り組む態度	国							187
国	評定	国							188
国	知識・技能	国							189
国	思考・判断・表現	国							190
国	主体的に学習に取り組む態度	国							191
国	評定	国							192
国	知識・技能	国							193
国	思考・判断・表現	国							194
国	主体的に学習に取り組む態度	国							195
国	評定	国							196
国	知識・技能	国							197
国	思考・判断・表現	国							198
国	主体的に学習に取り組む態度	国							199
国	評定	国							200
国	知識・技能	国							201
国	思考・判断・表現	国							202
国	主体的に学習に取り組む態度	国							203
国	評定	国							204
国	知識・技能	国							205
国	思考・判断・表現	国							206

第3章 もっと知りたい

I 自立活動の指導

特別支援学級における特別の教育課程には、自立活動を取り入れることとなっていますが、自立活動の指導とは、どのような指導を行うのでしょうか。Aくんの事例を基に考えてみましょう。

子供の言動をどう捉えますか？

そうだ！いいこと
思いついた！
Bさんに教えてあげよう！



座りなさい！
だめよ！
静かにしなさい！

子供の思いはどうでしょうか？

うるさい！

Bさんに教えてあげたい
だけなのに！！
いつも先生に怒られる
ばかり…
どうせばくが悪いんだ…
もう、いやだ！



自分勝手な行動で
困るわ…

もしこのまま注意だけで指導・支援が行われなければ、どうなるのでしょうか…？

- ・ 学習意欲が低下
- ・ 自己肯定感の低下
- ・ 自分の思いを分かってもらえないつらさ
- ・ 自分の思いを言葉で伝えられないつらさ

二次的な障害に
つながってしまうかも
(P.11)

子供の言動の背景やその言動に至った要因を考えましょう

そうか、立たずに手を
挙げて発表すればいいんだ！
自分の考えたことを
みんなに聞いてもらって
うれしい！



〇〇さんに伝えようとしたのね。
せっかくだから他の人にも
伝えるように、発表してみて。

子供の困難さの背景を把握することに加えて、子供の思いや意欲を大切にしながら指導・支援をしていくことが不可欠です。
そういった指導の一つとして自立活動の指導があります。

(1) 自立活動の指導とは

障害のある子供たちは、その障害によって、日常生活や学習場面において様々なつまずきや困難が生じることから、心身の発達の段階等を考慮して教育するだけでは十分とは言えません。そこで、個々の障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服するための指導として、自立活動の指導があります。

自立活動の目標

個々の児童又は生徒が自立を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、もって心身の調和的発達の基盤を培う

ここでいう自立とは、「児童生徒がそれぞれの障害の状態や発達の段階等に応じて、主体的に自己の力を可能な限り発揮し、よりよく生きていこうとすること」です。

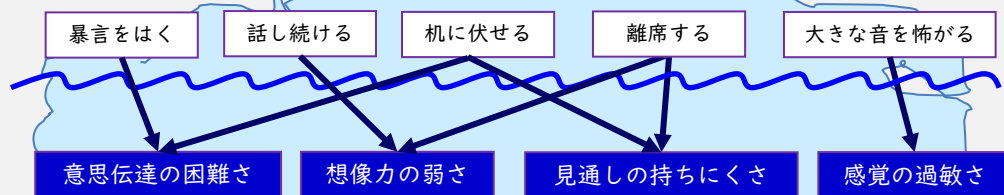
つまり、単に「洗濯やアイロンがけ、掃除や料理のような生活スキルを身に付けること」や「教師がいなくても一人でできる課題に取り組めるようになること」ではありません。

コラム 5

適切な自立活動の指導を行うために

自立活動の指導では、子供の障害の状態や特性及び心身の発達段階等の的確な把握に基づき、指導すべき課題を明確にする必要があります。

様々な実態把握の方法がありますが、「第1章 3 子供理解」にあるように、目に見える言動の背景にある要因を捉えることが大切です。



上記のような子供で考えると、「暴言をはくこと」や「話し続けること」「離席すること」に対して、直接指導するのではなく、「意思伝達の困難さ」「想像力の弱さ」等、目に見える言動の背景にある要因に対して、「自分の思いや考えを適切に表出できるようにする」「場面や状況に応じた行動をすることができるようにする」等の指導をしていくのが、自立活動の指導ということです。以下の資料にも目を通してみましょう。

- 文部科学省（平成30年3月）「特別支援学校教育要領・学習指導要領解説自立活動編（幼稚園・小学部・中学部）」
- 岡山県総合教育センター（令和元年8月）「自立活動ハンドブック Ver.2」

第3章 もっと知りたい

(2) 自立活動の指導の流れ

まずは、実態把握

どんな子供だろう？
何に困っているのだろうか？

障害の状態、発達や経験の程度、
興味・関心、学習や生活の中でみ
られる長所やよさ、困難、学習の
習得状況、本人のニーズ等

どうして立ち歩くのかな？
何か他にしたいことを思いつい
たのかも。
意欲的なのはAくんのよいとこ
ろだな。

〇〇



次に、指導目標・具体的な指導内容の設定

どんなことに困っていて
何を学ぶとよいのだろうか？

学習上又は生活上の困難や、これまでの
学習状況から課題を整理
(6区分を意識して)

健康の保持	心理的な安定
人間関係の形成	環境の把握
身体の動き	コミュニケーション

友達に伝えようとしていたんだね。
「自分の思いを言葉で伝えること
ができる」という目標にしよう！

〇〇



・今、話してもいいときなのか、自
分で考えられるといいなあ
【環境の把握】
・注意されて「うるさい！」じゃな
くて、「〇〇さんに伝えようとし
たんだ」って言えるといいなあ
【人間関係の形成】
【コミュニケーション】

〇〇

そして、指導、振り返り

こんな指導・支援をしてみよう！
してみてどうだったかな？
その子供に合っていたかな？

学習状況の評価
・教師間の協力
・多面的な判断
指導の改善
・目標に近づいているか
・教材・教具などに興味をもて取り組んでいるか
・実態の捉え直し

〇〇さんに教えてあげ
ようと思ったの？



そう！〇〇さんに教え
てあげたい！



先生が思いを分かって
くれた！こんな風に言
葉で言えばいいんだ！

〇〇

自立活動の指導では、なぜその目標や指導なのかを説明できることが大切です。また、子供の姿から絶えず修正できることも大切です。そのためにも一人ではなくチームで、多面的な視点をもって取り組みましょう。

2 合理的配慮

学習を進める上でうまくいかないことの中には、子供自身の努力だけではどうしようもないものがあります。合理的配慮を提供することで、子供が本来の力を発揮し、他の子供と同様に学習活動に無理なく参加することができるようになります。

合理的配慮とは

障害のある子供が、他の子供と平等に「教育を受ける権利」を共有・行使することを確保するために、

- ① 学校の設置及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うこと
- ② 障害のある子供に対し、その状況に応じて、学校教育を受ける場合に個別に必要とされるもの
- ③ 学校の設置者及び学校に対して、体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの

と定義されています。

障害者差別解消法

「不当な差別的取り扱い」と「合理的配慮の不提供」の禁止

この法律は、障害を理由とする差別の解消を推進することにより、全ての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら強制する社会の実現につなげることを目的に定められました。

(平成28年4月1日施行) (同改正法 令和6年4月1日施行)

合理的配慮提供のプロセス

困っている要因は何かを考える

困っている要因に対して、解消・軽減できるように、配慮や支援を考える

※本人や保護者と一緒に考え、決めていくことが大切 (合意形成)

合理的配慮の提供・振り返り

※必要に応じて、柔軟に見直すことが大切
(個別の教育支援計画等に明記することが重要)

合理的配慮について、個別の教育支援計画等に明記し、子供に関わる全ての人が配慮することが大切です。また、学校教育分野においては、障害のある子どもの意思の表明の有無に関わらず、その障害のある子どもが十分な教育を受けられるかどうかの視点から、子供の障害の状態等の把握に努めることが必要です。

第3章 もっと知りたい

3 個別の教育支援計画・個別の指導計画の作成・活用

子供たちが生涯にわたって地域で自立し社会参加していくために、教育だけでなく福祉、医療、労働といった関係機関の密接な連携協力の下に多様な支援が確保されることが不可欠です。

(1) 個別の教育支援計画

平成15年度から実施された障害者基本計画においては、教育、医療、福祉、労働等の関係機関が連携・協力を図り、障害のある児童の生涯にわたる継続的な支援体制を整え、それぞれの年代における児童の望ましい成長を促すため、個別の支援計画を作成することが示された。この個別の支援計画のうち、幼児児童生徒に対して、教育機関が中心となって作成するものを、個別の教育支援計画という。

支援を必要とする子供は、学校生活だけでなく家庭生活や地域での生活を含め、長期的な視点で幼児期から学校卒業後までの一貫した支援を行うことが重要です。

(2) 個別の指導計画

個々の児童の実態に応じて適切な指導を行うために学校で作成されるものである。個別の指導計画は、教育課程を具体化し、障害のある児童など一人一人の指導目標、指導内容及び指導方法を明確にして、きめ細やかに指導するために作成するものである。

支援を必要とする子供一人一人に応じた適切な指導を充実させるためには、各学校や学びの場で編成されている教育課程を踏まえ、個別の指導計画を作成し、各教科等の指導目標、指導内容及び指導方法を明確にして、適切かつ、きめ細やかに指導することが必要であり、そのためには、校内での共通理解が重要です。

作成において

子供の実態やそれに合った指導・支援を考え、言葉にしましょう。

「作成」だからといって、何を書こうかな…と書くことが目的にならないようにしましょう。大切なのは、子供に合った指導・支援を考えることであり、それを書いていきます。

活用において

- ・引継ぎのときの資料として使う。
- ・日頃の指導・支援の際に使う。

引継ぎのときだけでなく、日頃から活用しましょう。その子供に関わるすべての教職員が知っておくと、一貫した指導・支援をすることができます。

学校において、各教職員の共通理解の下に、一人一人に応じた指導を進めることが大切です。本人や保護者とともに「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」を作成し、一人一人に合った指導・支援をしていきましょう。

※様式は各自治体によって異なります。所管の教育委員会に確認してください。また、岡山県では個別の教育支援計画の様式に個別の指導計画も含まれています。

4 交流及び共同学習

交流及び共同学習については、子供にとって必要で効果的な内容を十分に吟味して取り組むことが大切です。交流及び共同学習は、子供にとって有意義である必要があります。交流学級の担任、保護者の理解・協力を得ながら決定していきます。

交流及び共同学習とは

経験を深め、社会性を養い、豊かな人間性を育むとともに、お互いを尊重し合う大切さを学ぶ機会です。そして、交流及び共同学習には2つの側面があります。

【交流の側面】

相互の触れ合いを通じて豊かな人間性を育むことを目的とする

【共同学習の側面】

教科等のねらいの達成を目的とする

どちらか一方のみに偏ることなく、すべての子供たちが「交流」と「共同学習」両方のねらいを達成する授業こそが、「交流及び共同学習」の目指すところです。

方法や内容

- 給食、係活動、清掃等をともに活動
- 特定の教科を交流学級でともに学習
- 学年や交流学級の行事に学年・学級の一人として参加
- 興味・関心のもてる特定の単元や題材でともに活動
- 学年や交流学級が行う総合的な学習の時間に、交流学級の一員として参加

自身の取組を振り返ってみましょう

- ☐ 教科等の学びの視点があるかどうか
- ☐ 子供同士の関わりがあるかどうか

交流及び共同学習を行う際の留意点

- 通常の学級や地域の人たちに対しては、障害についての正しい知識、適切な支援や協力の仕方について理解を促すことが必要です。
- 特別支援学級の子供たちに対しては、積極的に行動したり、周りの人に助けを求めたり、断ったり、自分の気持ちを伝えたりするような力を身につけられるよう、一緒に考えたり励ましたりすることが大切です。

交流及び共同学習は、特別支援学級と他の学級や学校の子供たちが理解し合うことができる機会です。同じ社会に生きる人間として、互いを理解し、助け合い、支え合って生きることの大切さを学ぶ場とも考えられます。効果的な取組となるよう、交流学級の担任、保護者の理解・協力を得ながら、組織的、計画的、継続的に行うことが大切です。

5 保護者との連携

保護者や家庭との連携・協力は教育の基盤です。その重要性は、特別支援教育においても同様です。障害があるために、周囲から受ける影響によって、子供の状態像が大きく変わると考えると、保護者との安定した関係づくりは一層大切であるといえます。

障害のある子供の保護者の心情

子供が胎内にいると分かったときから、両親は生まれてくる子供への様々な思いを巡らせます。その思いは、通常、健康で元気な赤ちゃんのイメージであると思われます。

したがって、障害のある子供の誕生は、子供の両親にとって、大きな混乱を与えるものといえます。また、子供が成長するにつれて、周りの同年齢の子供と様子が違うことに気が付き、心配や不安を感じることもあります。

ドローターら（1975）は、障害受容の経過を「Ⅰ．ショック（周囲に対して心を閉ざしてしまう）」「Ⅱ．否認（障害を認めたくない）」「Ⅲ．悲しみ・怒り・不安（なぜ、私の子が…）」「Ⅳ．適応（事実の受け止め）」「Ⅴ．再起（障害のある我が子と共に生活していこう）」としています。また、たとえ、我が子の障害を受容できたとしても、その状態がずっと続くとは限りません。子供の成長の節々では、感情が揺れ動くこともあるのです。

このように、保護者は絶望や希望の感情を抱き、迷い苦しみながらも、今日まで我が子を育ててこられました。そういった背景に思いを寄せながら、保護者との関係づくりを進めていくことが大切です。

保護者との連携の第一歩

保護者との連携の第一歩は、まず、保護者の気持ちや願いを共感的に受け止めていくことです。上述したように、保護者には、これまで、大きな苦労や悩み、不安があったことが想像されます。場合によっては、保護者自身が周囲の理解を得られず、苦しい状況であったことも予想できます。

したがって、担任は保護者に対して、これまでの子育てに敬意とねぎらいの気持ちで接するとともに、これからは、共に子供の可能性を引き出し、力を伸ばしていきたいという思いを伝えることが大切です。いきなり、保護者に「○○してほしい」「親として～すべきだ」というスタンスで接することは、必ずしもよい結果につながるとは限らないと考えられます。

保護者との信頼関係の構築

学校での状況や、取組、変容等を具体的に、誠意をもって伝えていきましょう。そして、子供の成長を中心に伝えながら、更なる成長につながる支援について、家庭での様子も参考にしつつ、保護者とともに今後の対応を考え、学校と家庭が同じ目標で取り組めるようにしていきましょう。

こんなことができるようになりましたよ。



信頼関係



6 各種援助制度、関係機関等

子供の障害種別や障害の状態によって、本人や家族を援助するために、教育、福祉、医療、労働等において各種援助制度があります。保護者や関係機関との連携を図る上でも、主なものについて知っておくことが大切です。

○ 特別支援教育就学奨励費

特別支援学級で学ぶ際に、保護者が負担する教育関係経費について、家庭の経済状況等に応じて、国及び地方公共団体が補助する仕組みです。

◆ 支給項目

- ① 学校給食費 ② 交通費（通学費、職場実習交通費、交流及び共同学習交通費）
③ 修学旅行、校外活動参加費 ④ 学用品等購入費 ⑤ 新入学児童生徒学用品費等

◆ 支給窓口

小・中学校においては、各市町村の教育委員会より支給されています。各学校の事務担当者が窓口になって、事務を担当しています。

○ 特別児童扶養手当

身体に障害を有する児童について、その児童の看護に当たる父若しくは母、又は父母に代わる養育者に対して、この手当が支給されます。

◆ 対象

20才未満の障害児であって、「特別児童扶養手当等の支給に関する法律」に定められた障害状態である者。所得制限があります。

◆ 手続き

市役所・町村役場に認定請求書及び必要な書類（戸籍謄本、診断書、住民票等）を提出します。審査の上、申請した日の翌月から郵便局で支給されます。

○ 療育手帳

知的障害者が、指導や相談、各種援助を受けることにより、生活しやすくなるための手帳です。

◆ 対象

おおむね18歳までに知的機能の障害が現れ、日常生活に支障が生じているため、何らかの援助を必要とする状態にあるもの。

◆ 手続き

市町村福祉事務所で所定の手続きの上、児童相談所または知的障害者更生相談所で判定を受ける必要があります。障害の程度により、手帳には「A」「B」の2種類があります。

○ 身体障害者手帳

身体障害者が、指導や相談、各種援助を受けることにより、生活しやすくなるための手帳です。

◆ 対象

障害の程度により1級から6級までがあり、等級は指定医師の診断書・意見書を参考にし知事が決定する。

◆ 手続き

市町村福祉事務所で相談、申請します。

(5) 関係機関との連携

特別支援学校

児童生徒の教育のために、特別支援学校のセンター的機能を効果的に活用することが不可欠です。例えば、児童生徒の実態把握、個別の支援計画等の作成、児童生徒への指導・支援についての助言を得ること等が考えられます。

学校間

幼稚園・保育所・認定こども園、小学校、中学校及び高等学校への切れ目のない支援の引継ぎのため、各学校段階での発達段階や指導体制などの特性を踏まえた有効な支援内容や手立ての情報を提供する等、個別の教育支援計画等を活用して学校校種間で連携を図っていくことが大切です。また、学校公開、体験入学等も行っています。

医療機関

特別支援学級の生徒は、てんかんや心臓疾患などを有している場合があります。必要に応じて、保護者の了解のもとに主治医と情報交換をすることが大切です。また、行事などでは学校医との意見調整を図るほか、宿泊学習などでは現地の医療機関との連携も必要になります。

福祉機関

教育活動の円滑な運営を図るためには、福祉事務所、児童相談所、発達障害者支援センター、作業所、福祉施設、福祉事務所、親の会などの団体、事業所などとの連携が必要となります。

コラム 6

「相談支援ファイル」を知っていますか？

「相談支援ファイル」とは、保護者が子供の障害等の状況や成長の過程、保護者や子供本人の願い、関係機関等からの支援の経過や今後の方針等について記録したものです。

「相談支援ファイル」は、保護者が必要に応じて関係機関等に提示することにより共通理解を深めたり、関係機関等と具体的に協議しながら、今後の方針や支援内容について考えたりすることができる資料として活用できるようになっています。各市町村には、次のような名称の「相談支援ファイル」があります。

- ❑ 倉敷市…「かがやき手帳」
- ❑ 総社市…自立支援サポートブック「よろしくね」
- ❑ 高梁市…相談支援ファイル高梁版「わたしの成長の記録『すてっぷ』」
- ❑ 笠岡市…笠岡市相談支援ファイル「かけはし」
- ❑ 津山教育事務所管内3市7町村…相談支援ファイル「はぐくみ」 等



この「相談支援ファイル」をもとに、保護者や学校、関係機関等と情報を共有しながら、子供の支援方針や支援内容について具体的に検討することができます。保護者に「相談支援ファイル」を持っているかどうか尋ねてみるといいでしょう。

特別支援学級とは、小学校、中学校等において、知的障害、肢体不自由、病弱及び身体虚弱、弱視、難聴、言語障害、自閉症・情緒障害のある児童生徒に対し、障害による学習上又は生活上の困難を克服するために設置される学級です。

新たに特別支援学級の担任になると、通常の学級との教育課程の違いや障害のある子供との関わりに戸惑いや不安を感じることもあるでしょう。また、指導や支援を行っても特別支援学級に在籍する子供は、目覚ましい伸びを見せることが少ないかもしれません。しかし、全ての子供がそれぞれのペースで確実に成長を遂げています。その一人一人の成長の幅が見て取れるようになり、それに応じた指導や支援をイメージできるようになると、子供たちと過ごす喜びや指導・支援を行っていく醍醐味を感じることができるのではないのでしょうか。まずは子供たちとの関係性を大切にしながら、子供たちの言動に対して、「どうしてかな？」と考えてみることから始めてみましょう。

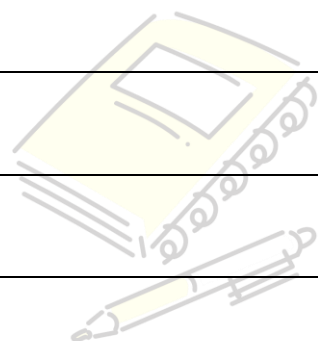
そして、子供たちとの日々の関わりの中で経験から学ぶだけでなく、岡山県総合教育センターの専門研修やおかやまオンデマンド研修、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所の特別支援教育リーフやNISE学びラボ等を活用し、学び続けることも大切にしていきたいと思います。

本ハンドブックを専門性向上のツールの一つとして、御活用いただき、子供たちの指導・支援に役立てていただきたいと考えています。

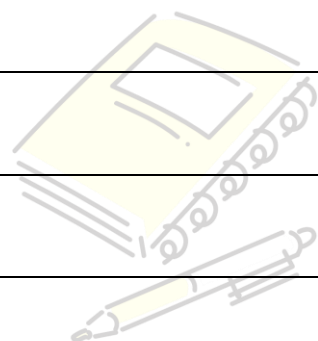
*引用・参考文献

- ・ 岡山県総合教育センター（2018）『特別支援学級担任のためのハンドブック 改訂版』
- ・ 岡山県教育庁特別支援教育課（2016）『共生社会の実現に向けた「障害者差別解消法と合理的配慮」』
- ・ 文部科学省（2019）『交流及び共同学習ガイド』
- ・ 岡山県総合教育センター（2019）『自立活動ハンドブック ー知的障害のある児童生徒の指導のためにー Ver.2』
- ・ 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所（2020）『令和元年度自閉症班基礎的研究活動「自閉症のある子どもの自立活動の指導について考えよう！」』
- ・ 岡山県特別支援学校長会、岡山県教育庁特別支援教育課（2020）『岡山県特別支援学校における知的障害のある児童生徒の指導内容表』
- ・ 文部科学省（2021）『障害のある子供の教育支援の手引～子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて～』
- ・ 国立特別支援教育総合研究所（2021）『知的障害特別支援学級担任のための授業づくりサポートキット（小学校編）すけっと』
- ・ 広島県教育委員会（2021）『特別支援教育ハンドブックNo.1 令和3年改訂版～特別支援学級・通級による指導を中心に～』
- ・ 岡山県教育庁特別支援教育課（2021）『適切な教育支援を行うために～子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて～』
- ・ 岡山県総合教育センター（2021）『ーこれからのインクルーシブ教育を見据えてー「子供とつながる・子供をつなげる」～多様性を認め合う集団作りを中心に～』
- ・ 山形県教育センター（2022）『特別支援学級ハンドブックー令和4年度版ー』
- ・ 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所（2023）『特別支援教育リーフvol.5 このように考えよう、合理的配慮』
- ・ 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所（2023）『特別支援教育リーフVol.11 「交流及び共同学習」の授業づくり』
- ・ 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所（2023）『特別支援教育リーフVol.18 「自立活動」をプラスして、子どものできた！わかった！を増やしていこう』

Memo



Memo





令和7年3月発行

岡山県総合教育センター

〒716-1241 岡山県加賀郡吉備中央町吉川7545-11

TEL (0866)56-9103

URL <https://www.pref.okayama.jp/soshiki/215/>

E-MAIL kyoikuse@pref.okayama.lg.jp